

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発行</b> 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	<b>発行日</b> 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部改正	1
	(水産政策課)

-----  
告 示  
-----

高知県告示第572号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

表中

高知県志和加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧志和漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小型合併漁業</li> <li>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</li> <li>3 小型定置漁業</li> <li>4 大型定置漁業</li> </ol>
----------	-----------------------------	--

を

高知県志和・興津加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧志和漁業協同組合及び旧興津漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小型合併漁業</li> <li>2 漁船により行う漁業のうち1に掲げるもの以外のもの</li> <li>3 小型定置漁業</li> <li>4 大型定置漁業</li> </ol>
-------------	--	--

に、

高知県窪津加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧窪津漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小型合併漁業</li> <li>2 小型まぐろ漁業</li> <li>3 小型定置漁業及び大型定置漁業</li> </ol>
高知県清水加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小型合併漁業のうち主としてサンゴ採取業を営む漁業</li> <li>2 小型合併漁業のうち1に掲げるもの以外のもの</li> <li>3 ぶり飼付漁業（総トン数10トン未満の漁船により行うぶり飼付漁業をいう。以下同じ。）及び大型定置漁業</li> <li>4 小型まぐろ漁業</li> <li>5 小型かつお漁業</li> <li>6 中型かつお漁業</li> <li>7 大型まぐろ漁業</li> <li>8 大型かつお漁業</li> <li>9 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち4及び5に掲げるもの以外のもの</li> </ol>

10 小型定置漁業

を  
「

高知県窪津・清水加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧窪津漁業協同組合及び旧清水漁業協同組合の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 小型合併漁業のうち主としてさんご漁業を営む漁業</li> <li>2 小型合併漁業のうち1に掲げるもの以外のものであって旧窪津漁業協同組合の地区の者が行う漁業</li> <li>3 小型合併漁業のうち1に掲げるもの以外のものであって旧清水漁業協同組合の地区の者が行う漁業</li> <li>4 小型まぐろ漁業のうち旧窪津漁業協同組合の地区の者が行う漁業</li> <li>5 小型まぐろ漁業のうち旧清水漁業協同組合の地区の者が行う漁業</li> <li>6 小型かつお漁業</li> <li>7 漁船により行う漁業のうち1から6までに掲げるもの以外のもの</li> <li>8 小型定置漁業のうち旧窪津漁業協同組合の地区の者が行う漁業及び大型定置漁業</li> <li>9 小型定置漁業のうち旧清水漁業協同組合の地区の者が行う漁業</li> </ul>
-------------	--	---

に改め、表高知県貝ノ川加入区の項中

「小型合併漁業」

を

- 「1 小型合併漁業のうち主としてさんご漁業を営む漁業
- 2 小型合併漁業のうち1に掲げるもの以外のもの
- 3 大型定置漁業」

に改め、表すくも湾加入区の項中「ぶり飼付漁業」を「ぶり飼付漁業（総トン数10トン未満の漁船により行うぶり飼付漁業をいう。以下同じ。）」に改める。